

議案第9号

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）第6条第1項に規定する延滞金の取扱いについて、字句の改正を行うもの。

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「においては、当該納付金額に」を「において、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）が2,000円以上であるときは」に、「1ヶ月」を「1か月」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該延滞金額に、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。